

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター第3期中期目標

第2期中期目標の総括について

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターは、第1期中期目標期間に引き続き、理事長の強いリーダーシップのもと、職員一丸となって地方独立行政法人制度の特長を十分にいかし、機動的・戦略的な運営体制のあり方を追求し、改革を継続している。

公立病院として、全国的にも数少ない司法精神入院棟を運営し、民間病院では実施困難な児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療など、高い専門性が求められる役割を担うとともに、国の事業である「依存症治療拠点機関設置運営事業」・「難治性精神疾患地域連携体制整備事業」・「子どもの心の診療ネットワーク事業」を実施する先進医療機関として委託を受け、将来への治療の一般化に向けた取組を行っている。また、身体・精神合併症患者への適切な支援を行うため総合病院と連携を強化し、精神科救急医療の中心的な役割を担うなど、積極的に使命を果たしている。

さらに、平成26年11月に「岡山県災害時精神科医療中核病院」の指定を受け、岡山県地域防災計画に基づき医療機関等への支援を行うとともに、全国的大規模災害時に備え、全国各ブロックの中核的な自治体精神科病院と相互支援協定を結ぶなど災害時の精神科医療の中核病院としての機能を強化している。

また、患者の自立と社会参加に向けて通所型デイケアを併設した診療所を開設し、訪問看護を行うとともに、就労支援など地域での生活の支援を行うなど地域精神保健医療の確保に大きな役割を果たしている。

第1 基本的な役割

公立病院として、健全な運営の下で、より高いレベルでの精神科医療を実現すること、また、幅広く関係機関との連携を進め、精神保健、医療、福祉、教育環境の整備を図ることを基本的役割とする。

第2 中期目標の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民のための病院であることを意識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。

1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮

①政策的医療の推進

精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療や、心神喪失者等医療観察法への対応などの政策的医療の推進に努めること。

②児童・思春期精神科医療の充実

精神科医療領域に属する疾患を有する児童及び思春期での患者に対処するため、診療機能の強化と早期発見・早期支援につなげる体制づくりを行い、児童思春期専門研修と医療・行政・学校等との連携による一貫した支援に努めること。

また、児童虐待、発達障害に関する臨床研究や、虐待側（親等）のメンタルヘルス問題への対応も行う総合支援システムの強化に努めること。

③精神科医療水準の向上

精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、積極的に様々な分野の精神科医の養成に取り組むなど精神科医療水準の向上を図ること。

また、県民が広く受診しやすい医療環境の整備や精神科救急、自殺対策を含むうつ病対策、身体疾患を有する精神障害者や高齢の精神疾患患者への対応など、「岡山県保健医療計画」に基づき外来・デイケア・訪問支援等の体制の充実を図るとともに、他の入院医療機能、在宅医療機能との連携を行い、必要な人材の確保やICTの活用も検討しながら地域における精神科医療の向上に寄与すること。

④精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及

医療機関としての役割に加え地域に開かれた病院として、精神疾患や精神障害者に対する県民の理解を深めるため幅広く普及啓発に取り組み、こころのバリアフリーを推進しお互いが人としての尊厳を認め、支え合う社会の実現に向けて寄与すること。

⑤災害対策

災害など重大な危害が発生した場合には、県の災害時精神科医療の中核病院として、県が実施する災害対策に協力し、必要な精神科医療を提供するため、持続可能な危機管理体制を整備するとともに、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の中心的な役割を果たすこと。

2 患者や家族の視点に立った医療の提供

①患者の権利を尊重した医療の提供

精神科医療においては、特に、患者の権利が侵害されないよう最大限の配慮を行う必要がある。

そのため、法令等を遵守して、職員は患者の権利を十分に理解し適切な対応を行うこと。

②患者・家族の満足度の向上

患者や家族の意見・要望を迅速かつ的確に把握し、ニーズに応じたきめ細かい医療の提供を行うなど、患者や家族の視点に立って、その満足度が高められるように努めること。

3 医療の質及び安全の確保

①医療水準の向上

大学等との連携により医療ニーズや医療環境の変化に迅速に対応できるよう医師をはじめ優れた医療従事者の確保、養成に努め、公立病院として、高度化した医療に対応するとともに、精神・神経疾患等に対する中心的な機能を果たし、精神科医療水準の向上を図ること。

②医療安全対策の徹底・検証

医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること。

4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化

①地域移行・生活支援のための体制整備

「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革をさらに進めるため、多様化する精神科医療ニーズに即応する多職種からなるチームを編成し、ケア会議の開催や効率的、効果的なリハビリテーションを行い、入院医療の質の向上を図り退院促進に取り組むとともに、地域移行に向けた段階的な支援と生活を支える医療・福祉サービスの体制整備を行うこと。

②地域医療連携の強化

患者がより適正な医療を受けられるよう、地域の医療機関との病診・病病連携を推進し、地域医療に貢献するなどの地域医療連携のさらなる取組を図ること。

③訪問・通所型医療の提供

精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、切れ目のない支援のための関係機関とのネットワークを構築し、訪問診療や訪問看護、通所サービス、診療契約が結べない患者への多職種によるアウトリーチ等を行うこと。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の特長を十分に生かして、柔軟かつ効率的に、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不断の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

第5 財務内容の改善に関する事項

公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を強化できるよう、業務運営の

改善及び効率化をさらに徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

公立病院として継続的に医療を提供できるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。

1 施設及び医療機器の整備に関する計画

医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。

2 適正な就労環境の整備と人事管理

職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、就労環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。

3 情報管理の徹底

職員一人ひとりが個人情報等を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底させること。